資料２

（案）

平成３１年度京都市保健所運営方針

平成３１年４月

京都市保健所

運営方針の策定に当たって

京都市では，平成２９年５月に，各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し，市民にわかりやすい６つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。

これにより，従来保健センターが果たしてきた各区・支所管内における地域保健推進の役割を保健福祉センターが担うこととなり，従来の機能の維持向上を図るとともに，保健福祉センター各分野の様々な取組を，地域力推進室との一層の連携の下，地域のまちづくりと一体となって進めているところである。

こうした中，少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え，単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化，さらには「民泊」等の新たな課題や健康危機事案への対応等，地域保健の役割はますます多様化しており，保健所及び保健所の支所としての保健福祉センターは，これまで以上に大きな役割を果たすことが求められている。

このため，次の４つの取組を柱として，医療，介護，福祉の関係機関や地域住民との協働により，市民の多様なニーズに対応したきめ細かな地域保健サービスの提供にしっかりと取り組んでいく。

① 医療衛生施策の推進
② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
③ 母子保健の推進
④ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

さらには，保健福祉センターとして，複合課題を抱える世帯等に対し，各分野が一体となった総合的な支援の実施に取り組む。

１　医療衛生施策の推進

感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止，「民泊」に対する通報等への対応や違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組の推進など，本市の医療衛生施策について，関連する部署と密な連携を図り，市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

１　健康危機事案への対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，感染症の予防対策の企画，感染症患者等の搬送，消毒業務等，健康安全課と医療衛生センターが連携しながら感染症の拡大の防止に努める。また，食中毒事案についても，同様に連携して患者，施設等への調査及び措置を行う。

≪主な実績≫

○　３類感染症の発生件数　　（単位：件）

平成２８年度	平成２９年度
３５	２６

○　食中毒の発生件数　　（単位：件）

平成２８年度	平成２９年度
９	１４

２　結核予防の推進

平成３０年３月に作成した第三次京都市結核対策基本指針に沿って，結核の予防，積極的疫学調査と患者支援の実施，ハイリスク者対策を行い，指針を支える基礎となる取組として発生動向の評価分析等を引き続き行っていく。

また，平成３０年４月に厚生労働省から発出された「高齢者における結核発病患者の早期発見対策について」の通知に基づき，高齢者を対象とした発病予防，患者の早期発見，普及啓発に係る事業を行う。

≪主な実績≫

○　市民に対する啓発として，平成３０年９月１１日に結核の予防とがんを考えるつどい，同月２６日に京都駅前で結核予防週間街頭啓発を実施した。

○　結核患者の割合の中で４５％以上を占める８０歳以上の高齢者に対して，検診の受診勧奨を行うとともに，同年１０月３１日に高齢者施設等職員研修会を開催し，施設職員に対して高齢の結核患者の増加状況，結核の症状及び発生時の対応方法について講義を実施した。

３　食品衛生に関する取組の推進

平成３１（２０１９）年度食品衛生監視指導計画に基づき，食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行い，食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図る。また，食品衛生法等に基づく飲食業等の営業許可手続きや市民からの相談・問合せに対応する。

≪主な実績≫

○　食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数（件）	
	許可	届出	許可	届出
平成２８年度	３５，９４９	３，５８０	６１，２４９	５，０４０
平成２９年度	３５，６０５	３，６６５	４５，０７６	２，９８２
平成３０年度（上半期）	３５，６５６	３，７１１	２２，９３３	１，４４０

○　食品衛生に関する知識の普及啓発を目的に，ＳＮＳ等による食の安全安心情報の発信や食品衛生に関する講習会，食品工場見学会などを実施した。

４　「民泊」に関する取組の推進

市民及び観光客の安全安心の確保と，地域住民の生活環境の保全のため，これまで取り組んできた「民泊」に対する通報等への対応や，違法・不適正な「民泊」に対する指導等について，引き続き取組を進める。

≪主な実績≫

平成３０年　４月　・　「民泊」対策専門チームの体制を強化（４１名の専任職員，その他兼任職員も多数）

６月　・　「京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例」の制定

・　京都府警察との連携強化を図る京都市「民泊」対策等連絡協議会の設置

・　違法不適正な営業を行った旅館業営業者に対する営業停止命令及び業務改善命令の発出

８月　・　「民泊」に係る地域住民の支援事業（「民泊」地域支援アドバイザー派遣事業）の開始

９月　・　全国発となる無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出

・　旅館業法改正後初となる無許可営業施設の摘発

平成３１年　３月　・　無許可営業疑いの２，４３２施設に対して調査指導を行い，８割強に当たる２，０５１施設の違法「民泊」を営業中止又は営業実態の解消

なお，残り３８９施設のうち，３５６施設については，住居等として使用している旅館業法の対象外であり，平成３１年２月末時点，調査・指導中の２５施設については，厳正に対応中

５　動物の愛護及び管理に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け，動物の愛護及び管理に関する法律，京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等の条例に基づき動物の適正飼養，終生飼養の啓発，指導並びに犬及び猫の引取りに関する業務を行う。また，災害時におけるペッ

トの避難対策に関する啓発業務を行う。

≪主な実績≫

平成３０年　９月　・　京都市総合防災訓練における災害時のペットの避難に関するデモンストレーションの実施

・　京都動物愛護フェスティバルの開催

１０月　・　犬のしつけ方教室（講座及び実技）を実施

平成３１（２０１９）年度の主な関連施策・事業

１　風しん対策の推進

現在の風しん発生状況等を踏まえ，風しんのまん延防止のため，抗体保有率の低い３９歳～５６歳（平成３０年度時点）の男性に対する予防接種及び抗体検査を実施する。

２　「民泊」対策事業

市民及び観光客の安全安心の確保と，地域住民の生活環境の保全のため，これまで取り組んできた「民泊」に対する通報等への対応や，違法・不適切な「民泊」に対する指導等について，引き続き取組を進める。

おあがリス
京都市食の安全安心
啓発キャラクター

２　「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成３０年３月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ，「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき，「健康長寿のまち・京都」の実現に向け，京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを，あらゆる施策の融合や，「健康長寿のまち･京都市民会議」をはじめとした関係機関，さらには地域住民と一丸となって推進する。

また，保健福祉センターでは，子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し，各種団体・関係機関，地域住民との協働より，地域における健康づくり事業の取組を通じて，区役所・支所の独自性を生かした，市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

１　地域における自主的な健康づくりの支援

○　地域における健康づくり事業（アウトリーチ型）の実施

⑴　各区役所･支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき，保健福祉センター各課・室が連携し，「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。

⑵　「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」等の各プランに基づく事業のうち，平成３１年度重点取組項目に指定した次の３点の事業の実施に努める。

- 糖尿病発症予防に向けた取組
- 健康増進法改正に係る禁煙支援（がん等の生活習慣病予防，受動喫煙防止）
- 健（検）診の受診率向上に係る取組

≪主な実績≫

○　地域における健康づくり事業　　（単位：回）

	平成２９年度	平成３０年度（～１２月）
実施回数	１，５３８	１，２５６

（地域における健康づくり事業の例）

体操教室，食育セミナー，歯と口の健康づくり教室　等

２　受動喫煙防止対策の推進

受動喫煙による健康被害をなくすために，改正健康増進法の規制内容を周知徹底し，実効性を確保することが重要であることから，これまでから改正健康増進法の成立を待つことなく，約２万件の施設に対して，法の規制内容を周知するとともに，施設の禁煙等の状況や法改正後の対応を把握するため，電話や個別訪問による実態調査を実施してきた。

今後も，施設の利用者の受動喫煙防止に向け，施設における受動喫煙対策の状況を示す標識掲示などの周知徹底をはじめ，法の規制内容の理解の推進を徹底するとともに，健康影響が大きいとされる子どもや妊産婦などを受動喫煙から守るため，家庭内等での受動喫煙防止対策など，法の規制の及ばないあらゆる場面での対策にも取り組む。

≪主な実績≫

○　平成３０年６月，改正健康増進法により受動喫煙防止対策が義務化される各施設に対し，本市の取組方針や改正法の内容の周知を行うとともに，各施設の喫煙等の実態や今後の方向性を把握するための実態調査を実施

○　平成３０年１２月，本市，京都府，京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会の三者により，改正法に基づく受動喫煙防止対策を一層推進することを目的として，新たに「受動喫煙防止対策の推進に関する連携協定」を締結

○　平成３１年２月，本市市政広報紙「市民しんぶん」を活用し，広く市民を対象に，法制度の概要の周知や，子どもの家庭での受動喫煙の防止，店舗前等での路上での喫煙防止，喫煙時における周囲への配慮やマナーを啓発する取組を実施

３　がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け，今後とも，京都府医師会等との関係機関との連携による普及啓発，「ピンクリボン京都」活動等の民間を巻き込んだ社会的な啓発キャンペーンを実施する。また，過去の受診歴を活用し，国においても推奨している個別受診勧奨のさらなる強化等に取り組む。

≪主な実績≫

○　本市がん検診の受診率の推移（国民生活基礎調査）

種類		22 年調査	25 年調査	28 年調査	（参考）国の目標値
胃がん検診	京都市	28.9%	34.7%	32.8%	50%（～34 年度）
	全国平均	32.3%	39.6%	40.9%	
肺がん検診	京都市	19.6%	35.5%	37.7%	
	全国平均	24.7%	42.3%	46.2%	
大腸がん検診	京都市	23.0%	32.4%	32.1%	
	全国平均	26.0%	37.9%	41.4%	
子宮頸がん検診	京都市	32.7%	37.4%	36.5%	
	全国平均	37.7%	42.1%	42.4%	
乳がん検診	京都市	36.1%	39.1%	37.2%	
	全国平均	39.1%	43.4%	44.9%	

４　糖尿病重症化予防の取組の推進

症状が進行すると様々な合併症を引き起こす糖尿病の重症化予防の取組を推進するため，医療機関，保健医療関係団体等が協働し，オール京都で糖尿病重症化予防の事業推進を図る「京都市糖尿病重症化予防戦略会議」での協議を中心に，治療が必要な方の早期発見，早期治療につなげていくための取組等について検討していく。

また，平成３１年度は，地域における健康づくり事業の重点取組項目の１つに「糖尿病発症予防に向けた取組」を掲げ，地域における糖尿病発症予防の普及啓発に取り組む。

≪主な実績≫

○　京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催（平成３０年３月１５日，１１月１日，平成３１年３月１５日）

５　災害時医療救護体制の構築

近年，台風や大雨等による被害が各地で頻発しており，とりわけ平成３０年度は，大阪北部を震源とする地震や７月豪雨，台風２１号などの本市にも被害を及ぼす自然災害が複数発生するなど，大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして，事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため，人命救助に最も重要な医療救護活動が発災時に十分に機能するよう，あらかじめ活動マニュアルを整備するとともに，マニュアルに則した訓練の実施等を通じて，活動内容の精査，更新に取り組む。

平成３１（２０１９）年度の主な関連施策・事業

１　地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて，市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し，市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより，地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。（主なテーマ：栄養・食生活，身体活動・運動，こころの健康，歯と口の健康，禁煙，飲酒，思春期など）

２　健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」に基づき，「健康長寿のまち・京都いきいきポイント」，「いきいきアワード」など市民ぐるみの健康づくりを推進する。

３　受動喫煙防止対策事業

２０２０年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて改正健康増進法が完全施行される２０２０年４月までに，受動喫煙を防止する環境を整えるために，受動喫煙防止対策事業を推進する。

≪実施内容≫

○　施設からの問合せに対応するための相談窓口等の設置

○　既存小規模飲食店の経過措置制度に係る届出受付窓口の設置

○　飲食店等に喫煙区分を明示した標識を掲示し，受動喫煙を防止するための取組

○　家庭等での受動喫煙の防止に向けた啓発等

４　歯ッピー・スマイル推進事業

健康寿命の延伸に寄与するため，京都市口腔保健推進実施計画「歯ッピー・スマイル京都」に基づき，事業の充実を図る。

≪実施内容≫

○　口腔機能の向上を中心としたオーラルフレイル・フレイル対策の推進

○　歯周病の健診を活用した歯科からの糖尿病重症化予防対策

３　母子保健の推進

母子保健の最大の強みは，妊娠前から始まり，妊娠期，出産前後，育児期に応じた体系的なサービスを，母子保健の特色である，全ての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開していることである。

そのうえで，母子の心身の状況について，保健医療的立場から専門的・継続的な把握に努めるとともに，その情報を基にアセスメントを行い，将来起こりうる状況を予測し，現在，必要な支援につなぐ予防的な切れ目のない支援が求められている。

子どもはぐくみ室は，このポピュレーションアプローチを活かし，母子保健法が定める「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し，地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供する役割を有している。さらに平成３１年度からは，妊娠期から１８歳までのすべての妊婦や子ども，子育て家庭に対して，子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいて支援機能を発揮するために，子どもはぐくみ室を「子ども家庭総合支援拠点」としても位置付け，保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かし，切れ目のない支援に取り組むことが求められている。

児童虐待の未然防止の観点では，すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かした支援を展開することで，個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」，継続的な支援等に早期に「つなぎ」，課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことが求められている。そのためには，母子保健事業の本来の目的である，全ての母子の健全育成を図るという基本に立ち戻り，支援を実施することが重要である。

これらの支援については，地区活動を原点としたものであり，地区活動から把握した健康課題については，地域全体の課題として捉え，地区診断を実施し，地域の母子保健の水準が向上していくよう，ＰＤＣＡサイクルに基づいた母子保健事業・施策を展開していくことが重要である。また，健康課題を解決する手法として，訪問指導，健康相談，健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域にアウトリーチし，地域が主体的かつ継続的な健康づくりを推進することできるよう支援することが必要である。

母子保健事業・施策の実施に当たっては，特に，次のことに留意して，ポピュレーションアプローチの強みを生かし，支援が利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう努める。

１　妊産婦及び乳幼児等の実情の把握

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等，子どもはぐくみ室職員による面談や家庭訪問，関係機関からの情報収集等を通じて，妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握する。収集した情報は，個別の妊産婦及び乳幼児ごとに記録するとともに，母子保健カードやはぐくみ支援記録票を整備し，適切に管理する。

≪主な実績≫

○　妊婦相談事業　（単位：人）

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度（～１２月末）
面接数	１１，７８２	１１，２５６	８，０４９

○　こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問実件数）（単位：件）

	平成２８年度	平成２９年度
訪問実件数	４，０１１	３，７３０

○　こんにちは赤ちゃん事業　（単位：件）

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度（～９月末）
訪問実件数	１０，５７６	１０，１０２	５，０８６

○　乳幼児健康診査

	平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度（～１１月末）	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
4か月児健診	１０，８１８	97.5%	１０，４３０	97.8%	６，６０５	97.2%
8か月児健診	１０，９１８	98.5%	１０，４７０	97.7%	６，８９６	96.3%
1歳6か月児健診	１０，７８７	97.8%	１０，８０９	97.3%	６，６４２	98.0%
３歳児健診	１０，６８２	96.6%	１０，３６２	96.5%	６，９９１	97.4%

２　適切な相談支援・保健指導の実施

子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や情報提供の状況を適時共有し，支援の必要性の判断や関係機関との連絡調整を行うことが求められており，母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した，妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する各種の相談，個別の疑問や不安に対し，できる限り丁寧に対応し，対象者にとって必要な情報提供や助言，保健指導等を行うとともに，必要な施策・事業へのつなぎは無論のこと，助言や保健指導等の実施に当たっては，対象者の課題や状態に応じた適切な相談支援，また適切な表現・コミュニケーション方法によって行う。

≪主な実績≫

○　妊婦相談事業（再掲）

○　こんにちはプレママ事業（再掲）

○　こんにちは赤ちゃん事業（再掲）

○　乳幼児健康診査（再掲）

３　支援方針（支援計画）の策定

妊産婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するために，特に個別の継続的なより手厚い相談支援，関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児，保護者や家庭等への支援に当たっては，必要に応じて支援方針（支援計画）を策定する。

≪主な実績≫

○　育児支援家庭訪問事業　（単位：件）

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
平成２８年度	８４２	２，７２６	１９８	１，９７０
平成２９年度	７９４	２，４４９	２１８	２，３８０

４　関係機関との連携

利用者目線に立って，支援の継続性と整合性が確保できるよう，保健医療又は児童福祉等の関係機関等と十分な連絡調整を行う。子どもはぐくみ室が所管する施策・事業等を通じ，管内の子育て支援ニーズを的確に把握し，これらの関係協力機関との信頼関係の構築に努め，子育てを支え合う地域のネットワークの充実強化を図る。

≪主な実績≫

○　産婦健診ホッとサポート事業（平成２９年度～）

医療機関からの情報提供件数：（平成２９年度）１，１５１件

平成３１（２０１９）年度の主な関連施策・事業

○　不妊治療費等助成の拡充

国による制度拡充を受け，不妊の原因が男性にある場合に行われる「精巣内精子採取術（ＴＥＳＥ）」等を実施した場合に，初回治療に係る助成額の上限を２００千円から３００千円に拡充する。

４　地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成３０年３月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画）」に基づき，障害のある人もない人も，全ての人が違いを認め合い，支え合うまちづくりを推進することを基本方針に，障害のある人が生きがいや働きがいを持って，地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

障害保健福祉課では，３障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として，保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また，さらに重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて，障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り，適切かつ細やかな対応に努める。

１　地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう，諸機関及び地域社会との密接な連絡協調のもとに，精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに，地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行うこととする。

また，緊急で医療が必要な精神障害のある人については，人権に十分配慮しつつ，迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図るものとする。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては，関係機関との連携を図り，継続的な通院医療の確保のほか，必要な支援の提供に取り組むものとする。

≪主な実績≫

○　精神障害者保健福祉手帳所持者数　（単位：人）

	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
１級	１，５７３	１，６４９	１，６９９
２級	８，３２８	８，８５３	９，３８７
３級	４，９０６	５，３１０	５．６４５
合計	１４，８０７	１５，８１２	１６，７３１

○　自立支援医療費（精神通院医療）承認状況　（単位：件）

平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度
２３，２４９	２７，６４９	２６，６６７

２　難病患者への支援

難病患者への支援については，指定難病であるかどうかにかかわらず，在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り，療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため，窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。相談に当たっては，患者・家族が継続的に必要な支援を受けることができるよう，京都難病相談・支援センターと連携し，相談支援体制の向上に取り組む。

また，人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に，災害・緊急時の停電時支

援のため，個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

≪主な実績≫

○　特定疾患医療費助成制度（指定難病）受給者数　（単位：人）

平成２９年度	平成３０年度
１１，０００	１１，７８０

３　自殺対策

自殺対策については，自殺対策基本法及び「きょう　いのち　ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕）」に基づき，「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し，取組を進めている。平成 29 年度から，障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており，各制度所管課・関係機関等との連携を強化し，総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいく。

≪主な実績≫

○　人口動態統計に基づく自殺の状況

	平成２８年		平成２９年	
	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 （自殺死亡率※）	１８７人 （１２．７）	２１，０１７人 （１６．８）	２０３人 （１３．８）	２０，４６５人 （１６．４）

※　自殺死亡率：人口１０万人当たりの自殺者数

平成３１（２０１９）年度の主な関連施策・事業

１　精神障害者の退院後支援

措置入院及び緊急措置入院を経由し退院する市民のうち，本市が退院後支援を行う必要があると認め，かつ計画作成に同意する者に対し，退院後支援計画に基づく支援を実施する。

２　検索連動型広告を活用した自殺対策

「自殺」や「死にたい」等の希死念慮がうかがえるキーワードをツイート，リツイート及び検索した市民に対し，本市のこころの相談に関する広告を表示し，相談機関への相談に誘導する。

３　精神保健福祉相談員養成研修

すべての保健師（旧相談員資格取得講習会を修了した保健師及び係長級以上の保健師を除く）がキャリア形成の課程で精神保健福祉相談員として必要な知識と経験を習得できるよう，平成３１年（２０１９）年度から新たな精神保健福祉相談員養成研修を実施する。

５　保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

虐待，ひきこもり，生活困窮，制度のはざま等の複合課題を抱える世帯等，地域では対応が困難な課題を，関係機関・団体との連携の下，しっかりと受け止め，保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が，世帯の状況に応じて適切に組み合わされ，それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い，一体的に実施されるよう，統括保健師の統括の下，庁内や地域団体との情報共有，連携強化に取り組む。

一方，平成３０年３月，平成３１年１月と立て続けに児童虐待による死亡事案が発生したことを受け，厚生労働省から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が発出される等，児童虐待対策の強化が求められており，各区役所・支所においても，子どもはぐくみ室をはじめとした保健福祉センター内の各部署及び児童相談所や関係機関の連携のもと，児童がいる世帯全てについて，訪問調査活動時等に児童の状況を的確に把握することにより，子どもや家庭に係る課題に「気づき」，適切な関係機関や施策に「つなぐ」ことで，地域で生活している子どもや子育て家庭に対し，身近な地域における強みを生かした，全ての子どもと子育て家庭の支援の充実を図る必要がある。このため，全ての子どもの命と健康，生活を守り，子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指し，子どもはぐくみ室の支援の充実を図っていく。

１　複合する支援課題への対応

虐待，ひきこもり，生活困窮，制度のはざま等の複合する支援課題について，保健福祉センター各課が連絡調整を行うとともに，地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより，センターが一体となった支援を，地域ネットワークの中で，地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

地域あんしん支援員設置事業について，統括保健師の統括（助言，指導等）の下，地域あんしん支援員と保健福祉センターの各法別ケースワーカーとの連携強化や各種会議の円滑な開催等により，制度のはざまにある状況や複合する支援課題を抱える方々に対して保健福祉センターが一体となって支援を行うとともに，地域の関係機関・住民による見守りの活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については，地域力推進室をはじめとする関係各課，関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて，要支援者の不良な生活環境の解消に向け，区・支所が一体となって取り組む。

２　保健師等専門職の統括

統括保健師は，健康長寿推進課，障害保健福祉課，子どもはぐくみ室，医療衛生コーナー及び地域力推進室（不良な生活環境解消支援・措置）の分野別に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し，センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう，各分野を横断的につなぎ，統括するとともに，大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整，さらには，各分野の保健師等専門職への助言，指導，人材育成等を行う。

３　子どもはぐくみ室の支援の充実

子どもはぐくみ室が有する施策，地域とのつながりを活かし，子どもや子育て家庭の状況に合わせて，次の３つの支援を組み合わせ，効果的に実施する。

⑴　妊娠期から１８歳に至るまでの全ての子どもと子育て家庭を対象とする支援

⑵　課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援

⑶　⑴及び⑵の基盤となる地域づくりと地域の関係機関と連携して取り組む支援

上記⑴の要となる継続的な個別支援については，①支援を必要とする対象者（子ども・子育て家庭）を認知する，②継続的な支援が必要な対象者の状況を把握し課題を整理する，③支援方針を立案し組織的に決定する，④支援方針に基づいた支援を実施する，⑤支援方針を再評価するという手順に沿って行っていく。

子どもや子育て家庭の抱える様々な課題や困難に対しては，多様な視点からの気づきや専門的な支援が必要とされるため，子どもはぐくみ室が最も身近な行政機関として切れ目のない適切な支援を提供するために，多様な専門性を備えることで，多角的な視点をもち，子どもや子育て家庭の課題に早期に気づき，有効に対応していく。

また，これらの支援を進める中で，子育て相談担当の学区担当は，職種に関わらず，多様な専門性と多角的な視点を持ち合わせ，地区活動を基盤に支援を展開していくこととする。

子どもはぐくみ室の支援対象である，妊娠期から１８歳までの全ての妊婦や子ども，子育て家庭に対して，子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいた支援機能を発揮するために，平成３１年４月から子どもはぐくみ室を「子ども家庭総合支援拠点」として位置付け，子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の２つの機能を担い，一体的に支援を実施することで，子育て支援施策と母子保健施策との連携・調整をより緊密に行い，重層的かつきめ細かな支援を実施していく。

４　児童虐待認定ケースに係る児童相談所と子どもはぐくみ室の役割分担

児童虐待の未然防止，早期発見，早期対応，重症化防止，再発防止の取組を更に進めていくために，平成３１年４月１日から虐待認定を受けたケースに係る児童相談所と子どもはぐくみ室の役割分担を次のとおり変更する。

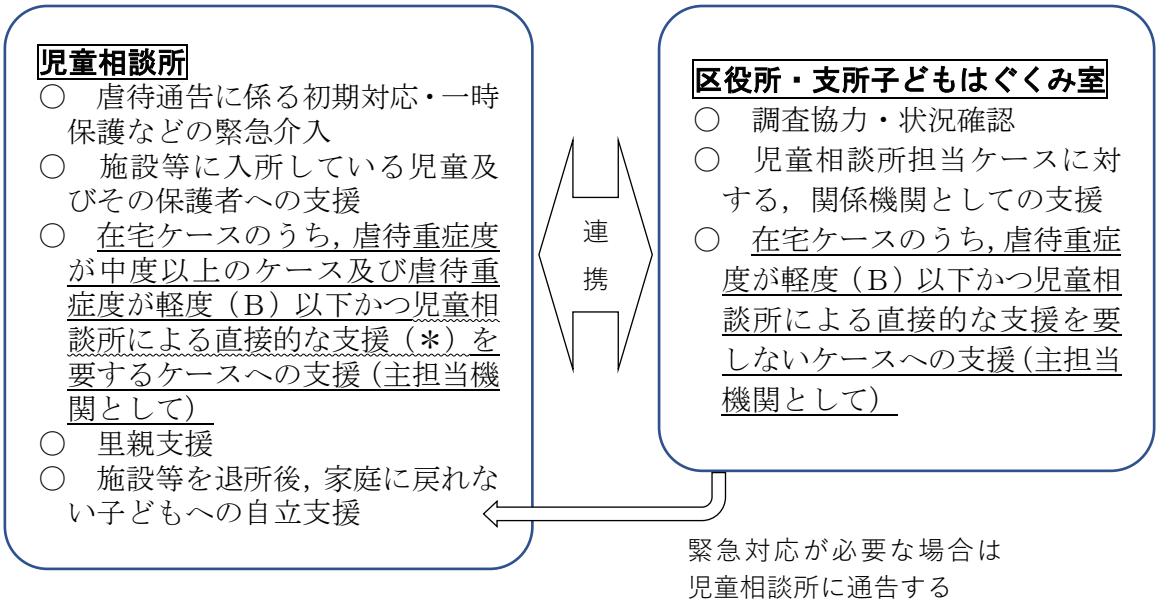

※　児童虐待通告に係る初期対応（４８時間以内の安否確認から初回虐待判定まで）については，引続き児童相談所を主担当とする。

※　虐待重症度や状態の変化により，相互にケース送致を行う。ケース送致に当たっては，事前の情報共有を行い，送致に関する最終判断は送致元が行う。

子どもはぐくみ室においては，子育て支援係長を窓口に連携を行い，身近な地域における「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」を行っていく。

訪問調査活動時においては，虐待ケースであるかどうかに関わらず，子どもや家庭における課題の早期発見のため，必要に応じて児童と直接面談することにより，あざ等の外傷の有無，衣服が清潔に保たれているか，きょうだい間での差別等の有無，不登校になっていないか等を確認する。なかでも，虐待やひきこもり等の問題が認められる際には，重症化を防ぐためにも，子どもやその保護者を現認することを原則とし，健康長寿推進課，障害保健福祉課，生活福祉課及び児童相談所と確実に連携を図り，適切な施策や機関につなげる等，必要な支援を実施する。

＜参考１＞　保健所関連業務の主要施策について

保健所業務と密接に関係する主要施策について，次のとおり推進します。

１　衛生環境研究所と京都府保健環境研究所の共同化による整備事業

効果的･効率的な運用を図るため府市協調で行う衛生環境研究所と京都府保健環境研究所の共同整備について，平成３１年度竣工に向けた整備等を行う。

２　深草墓園における集会室棟の整備事業

深草墓園において，宗教・宗派を問わず御遺族が厳粛に納骨できるよう，新たに集会室棟を整備する。

＜参考２＞　保健所（関連）業務の変更について

平成３１年度に見直しや本市負担の削減を行う保健所（関連）業務は次のとおりです。

１　社会適応訓練事業の見直し

市内の一般事業所の協力のもとに，精神に障害のある方の就労準備のための職場実習を行う本事業について，民間等の就労支援事業所の増加や公的な就労支援機関の機能充実などに伴い，利用者が減少していることから，廃止する。

なお，平成２９年度までは府市同一の内容で事業を実施していたが，府においては，平成３０年度から事業を廃止している。

２　肝炎ウイルス検査の見直し

ＨＩＶ検査受検層（若年者）と肝炎ハイリスク層（４０歳以上）との間にミスマッチがあること等を踏まえ，下京区役所で実施している昼間ＨＩＶ検査（匿名式検査）と同時に性感染症検査として行う肝炎ウイルス検査を廃止する。

なお，これを廃止しても，京都市民であれば，下京区役所又は協力医療機関における記名式検査を受検することができるため，検査の機会が減少するものではない。

３　お風呂屋さん再発見事業の見直し

本事業については，お風呂屋さんの経営の安定及びその確保のため，マップの作成やウォーキングイベントの開催，地下鉄等におけるポスター掲示等に取り組んできた結果，高齢化が進むお風呂屋さんに後継者が現れる等，施設数減少の緩和が見られ，一定の成果が現れたため，お風呂屋さんに関するマップ作成経費等を除き，廃止する。

４　旅館業法の審査手数料改定

宿泊サービスの提供に係る条例，規則，要綱を一体とした本市独自のルールや改正旅館業法の施行に伴い，審査項目の増加等を踏まえ，手数料の値上げ（一般営業施設：26,400円⇒52,800円，期間限定営業施設：10,500円⇒21,000円）を行う。
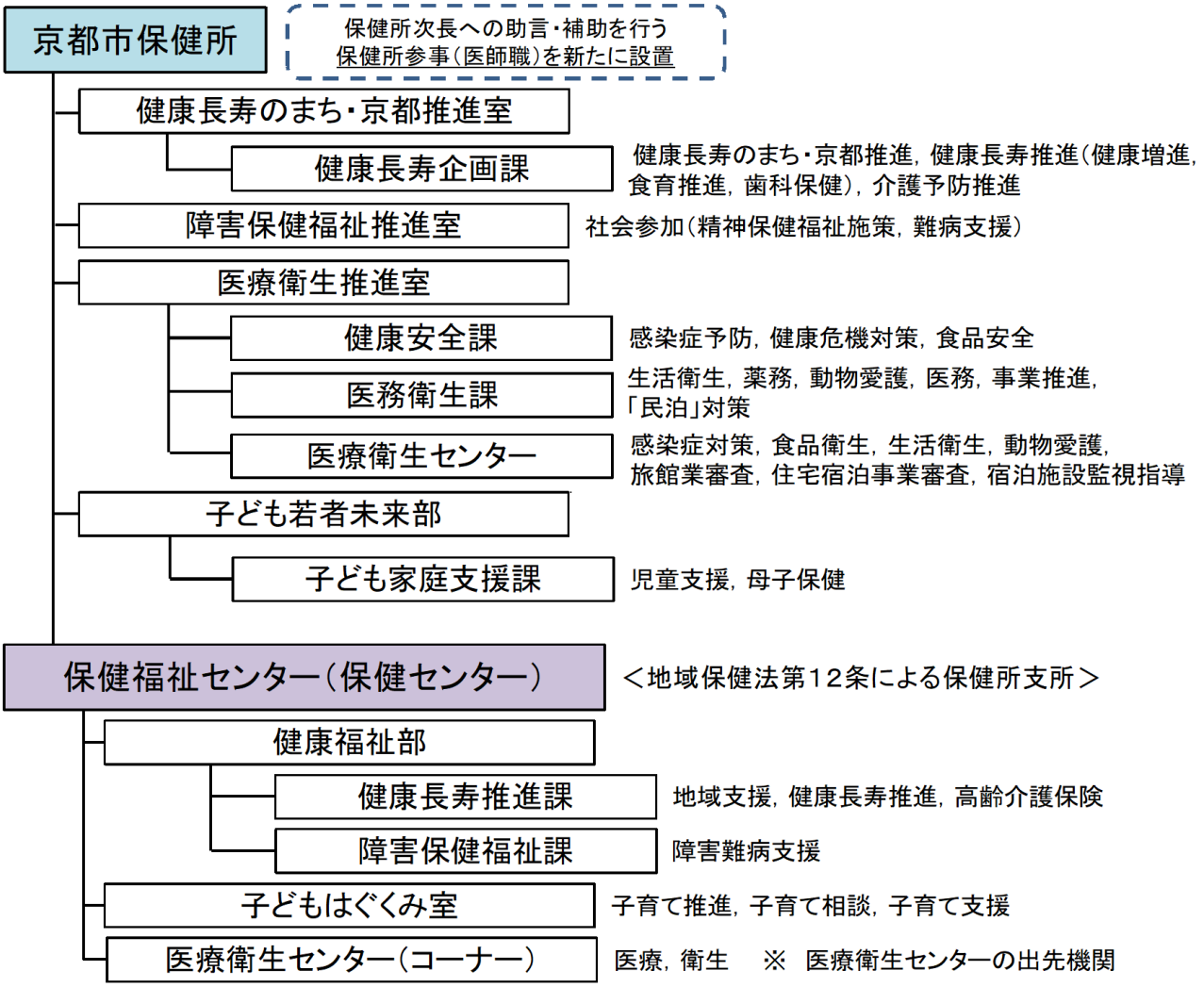
＜参考３＞　平成３１年度京都市保健所組織について